

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達 新旧対照表（案）

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について				電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について			
(略)				(略)			
<p>附 則（ 保局第 号）</p> <p><u>この通達は、令和7年 月 日から適用する。</u></p>				(新設)			
別表第一～別表第十一 （略）				別表第一～別表第十一 （略）			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準			
1～3 （略）				1～3 （略）			
表1. 電気安全に関する基準				表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(2019)～J60238(2021)	(略)	(略)	(略)	J60065(2019)～J60238(2021)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60238(H27)	<u>ねじ込みランプソケット</u>	<u>JIS C 8280: 2011+ 追補1 (2014)</u>	<u>IEC 60238(2004), Amd. No. 1 (2008), Amd.</u>

							No.2(2011) に 対応 令和6年10月30 日まで有効
J60245-1 (H23) ～ J60245-4 (2021)	(略)	(略)	(略)	J60245-1 (H23) ～ J60245-4 (2021)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60245-4</u> (H21)	定格電圧450／75 0V以下のゴム絶縁ケ ーブル— 第4部:コード及び可と うケーブル	<u>JIS C 3663-4</u> :2007	<u>IEC 60245-4</u> (1994), Amd. No.1(1997), Amd.No.2(2003)に対応 令和6年10月30 日まで有効
J60245-6 (H21) ～ J60320-2- 1(2021)	(略)	(略)	(略)	J60245-6 (H21) ～ J60320-2- 1(2021)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60320-2- 1</u> (H21)	家庭用及びこれに類す る用途の機器用カプラ — 第2-1部:ミシン用カ	<u>JIS C 8283-2</u> -1:2008	<u>IEC 60320-2-1</u> (2000)に対応 令和6年7月31 日まで有効

					プラ		
J60320-2-3(2021)	(略)	(略)	(略)	J60320-2-3(2021)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60320-2-3(H21)</u>	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ 二 第2-3部: I P X 1以上の保護等級をもつ機器用カプラ	<u>JIS C 8283-2-3:2008</u>	<u>IEC 60320-2-3(1998)</u> , Amd. No. 1(2004) に対応 令和6年7月31日まで有効
J60320-2-4(H26) ～ J60335-2-13(2024)	(略)	(略)	(略)	J60320-2-4(H26) ～ J60335-2-13(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-13(H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一 第2-13部: 深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-13:2006</u>	<u>IEC 60335-2-13(2002)</u> に対応 令和6年7月31日まで有効
J60335-2-14(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-14(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-14(H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一 第2-14部: ちゅう房	<u>JIS C 9335-2-14:2005</u>	<u>IEC 60335-2-14(2002)</u> に対応 令和6年7月31

					機器の個別要求事項		日まで有効
J60335-2-15(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-15(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-15(H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－15部：液体加熱機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-15:2004</u>	<u>IEC 60335-2-15(2002)に対応</u> <u>令和6年7月31日まで有効</u>
J60335-2-16(2024) ・ J60335-2-17(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-16(2024) ・ J60335-2-17(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-17(H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－17部：毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-17:2005</u>	<u>IEC 60335-2-17(2002)に対応</u> <u>令和6年10月30日まで有効</u>
J60335-2-21(2024) ～ J60335-2-35(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-21(2024) ～ J60335-2-35(2024)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-36(2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－</u>	<u>JIS C 9335-2-36:2024</u>	<u>IEC 60335-2-36(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>第2-36部:業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項</u>						
J60335-2-36(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— <u>第2-36部:業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項</u>	JIS C 9335-2-36:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-36(2017)に対応 <u>令和10年月日まで有効</u>	J60335-2-36(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— <u>第2-36部:業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項</u>	JIS C 9335-2-36:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-36(2017)に対応
<u>J60335-2-37(2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-37部:業務用フライヤの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-37:2024</u>	<u>IEC 60335-2-37(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-37(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— <u>第2-37部:業務用フライヤの個別要求事項</u>	JIS C 9335-2-37:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-37(2017)に対応 <u>令和10年月日まで有効</u>	J60335-2-37(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— <u>第2-37部:業務用フライヤの個別要求事項</u>	JIS C 9335-2-37:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-37(2017)に対応
<u>J60335-2-38(2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-38:2024</u>	<u>IEC 60335-2-38(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-	家庭用及びこれに類す	JIS C 9335-2	IEC 60335-2-3	J60335-2-	家庭用及びこれに類す	JIS C 9335-2	IEC 60335-2-3

38(2024)	る電気機器の安全性－ 第2－38部:業務用電 気グリドル及びグリド ルグリルの個別要求事 項	-38:2019+ 追 補1(2023)	8(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応 <u>令和10年月日 まで有効</u>	38(2024)	る電気機器の安全性－ 第2－38部:業務用電 気グリドル及びグリド ルグリルの個別要求事 項	-38:2019+ 追 補1(2023)	8(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応
<u>J60335-2- 39(2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－39部:業務用多 目的調理鍋の個別要求 事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -39:2024</u>	<u>IEC 60335-2-3 9(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2- 39(2024)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－39部:業務用多 目的調理鍋の個別要求 事項	JIS C 9335-2 -39:2019+ 追 補1(2023)	IEC 60335-2-3 9(2012), Amd. No. 1(2017) に 対応 <u>令和10年月日 まで有効</u>	J60335-2- 39(2024)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－39部:業務用多 目的調理鍋の個別要求 事項	JIS C 9335-2 -39:2019+ 追 補1(2023)	IEC 60335-2-3 9(2012), Amd. No. 1(2017) に 対応
J60335-2- 40(2023) ～ J60335-2- 41(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 40(2023) ～ J60335-2- 41(2024)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2- 42(2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－42部:業務用コ</u>	<u>JIS C 9335-2 -42:2024</u>	<u>IEC 60335-2-4 2(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項</u>						
J60335-2-42(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－42部:業務用コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-42(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応 <u>令和10年月日</u> <u>まで有効</u>	J60335-2-42(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－42部:業務用コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-42(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応
J60335-2-43(H20) ～ J60335-2-45(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-43(H20) ～ J60335-2-45(2024)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-47(2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-47:2024</u>	<u>IEC 60335-2-47(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-47(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求	JIS C 9335-2-47:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-47(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)	J60335-2-47(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求	JIS C 9335-2-47:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-47(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)

	事項)に対応 令和10年月日 まで有効		事項)に対応
<u>J60335-2-48(2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-48:2024</u>	<u>IEC 60335-2-48(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-48(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-48(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応 令和10年月日 まで有効	J60335-2-48(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-48(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応
<u>J60335-2-49(2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部:食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-49:2024</u>	<u>IEC 60335-2-49(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-49(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部:食品及び容器類用保温式業務用	JIS C 9335-2-49:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-49(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)	J60335-2-49(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部:食品及び容器類用保温式業務用	JIS C 9335-2-49:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-49(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)

	電気機器の個別要求事項)に対応 令和10年月日 まで有効		電気機器の個別要求事項)に対応
<u>J60335-2-50(2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部:業務用湯せん器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-50:2024</u>	<u>IEC 60335-2-50(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-50(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部:業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-50(2002), Amd. No. 1(2007), Amd. No. 2(2017)に対応 令和10年月日 まで有効	J60335-2-50(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－50部:業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-50(2002), Amd. No. 1(2007), Amd. No. 2(2017)に対応
J60335-2-51(2024) ～ J60335-2-53(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-51(2024) ～ J60335-2-53(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-53(H27)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－53部:サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-53:2015</u>	<u>IEC 60335-2-53(2011)に対応 令和6年7月31日 まで有効</u>
J60335-2-	(略)	(略)	(略)	J60335-2-	(略)	(略)	(略)

54(2024)				54(2024)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60335-2-54(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－54部:液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-54:2005	IEC 60335-2-54(2002), Amd. No.1(2004) に対応 令和6年7月31日まで有効
J60335-2-55(2024) ～ J60335-2-61(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-55(2024) ～ J60335-2-61(2024)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-64(2025)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部:モータ駆動の業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64:2024	IEC 60335-2-64(2021)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-64(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部:モータ駆動の業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-64(2002), Amd. No.1(2007), Amd. No.2(2017)に対応 令和10年月日まで有効	J60335-2-64(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部:モータ駆動の業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64:2019+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-64(2002), Amd. No.1(2007), Amd. No.2(2017)に対応
J60335-2-	(略)	(略)	(略)	J60335-2-	(略)	(略)	(略)

65(2024)				65(2024)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-65(H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－65部:空気清浄機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-65:2004</u>	<u>IEC 60335-2-65(2002)に対応令和6年7月31日まで有効</u>
J60335-2-66(H20) ・ J60335-2-67(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-66(H20) ・ J60335-2-67(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-67(H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－67部:工業用及び業務用床処理並びに床磨き機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-67:2005</u>	<u>IEC 60335-2-67(2002)に対応令和6年7月31日まで有効</u>
J60335-2-71(H20) ～ J60335-2-76(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-71(H20) ～ J60335-2-76(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-76(H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－76部:電気さく用電源装置の個別要求</u>	<u>JIS C 9335-2-76:2017</u>	<u>IEC 60335-2-76(2002), Amd. No. 1(2006), Amd. No. 2(2013)</u>

					事項)に対応 令和6年7月31 日まで有効
J60335-2-77(H20) ～ J60335-2-81(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-77(H20) ～ J60335-2-81(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-81(H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－81部:足温器及び電熱マットの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-81:2006</u>	<u>IEC 60335-2-81(2002)</u> に対応 令和6年7月31 日まで有効
J60335-2-82(2024) ～ J60335-2-85(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-82(2024) ～ J60335-2-85(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60335-2-85(H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－85部:ファブリックスチーマの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-85:2005</u>	<u>IEC 60335-2-85(2002)</u> に対応 令和6年7月31 日まで有効
J60335-2-89(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-89(2024)	(略)	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60335-2-89(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－89部:業務用冷凍冷蔵機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-89:2005	IEC 60335-2-89(2002)に対応 令和6年7月31日 まで有効
J60335-2-90(2024) ～ J60335-2-98(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-90(2024) ～ J60335-2-98(2024)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60335-2-98(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－98部:加湿器の個別要求事項	JIS C 9335-2-98:2006	IEC 60335-2-98(2002)に対応 令和6年7月31日 まで有効
J60335-2-100(H20) ～ J60502-1(2021)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-100(H20) ～ J60502-1(2021)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60502-1(H21)	定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品 二 定格電圧0.6/1kVのケーブル	JIS C 3667:2008	IEC 60502-1(2004)に対応 令和6年10月30日 まで有効

J60570 (H20) ~ J60669-1 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60570 (H20) ~ J60669-1 (H26)	(略)	(略)	(略)
<u>J60669-2-1 (2025)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー</u> <u>第2-1部:電子制御装置の個別要求事項</u>	<u>JIS C 8281-2-1 : 2024</u>	<u>IEC 60669-2-1 (2021) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60669-2-1 (2019)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー 第2-1部:電子スイッチの個別要求事項	JIS C 8281-2-1 : 2019	IEC 60669-2-1 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2015) に対応 <u>令和10年月日まで有効</u>	J60669-2-1 (2019)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー 第2-1部:電子スイッチの個別要求事項	JIS C 8281-2-1 : 2019	IEC 60669-2-1 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2015) に対応
J60669-2-2 (H26) ~ J60670-22 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60669-2-2 (H26) ~ J60670-22 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60670-31 (H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用の</u>	<u>JIS C 8462-31 : 2017</u>	<u>令和6年7月31日まで有効</u>

					ボックス及びエンクロージャー 第31部:合成樹脂製のボックス,エンクロージャー,その他の附属品及びケーブル配線用スイッチボックスの個別要求事項		
J60691(2020) ～ J60745-2-3(H22)	(略)	(略)	(略)	J60691(2020) ～ J60745-2-3(H22)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60745-2-5(H22)	手持ち形電動工具－安 全性－ 第2－5部:丸のこの個別要求事項	JIS C 9745-2-5:2009	IEC 60745-2-5(2003)に対応 令和6年7月31日 日まで有効
J60745-2-6(H22) ～ J60745-2-13(H14)	(略)	(略)	(略)	J60745-2-6(H22) ～ J60745-2-13(H14)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J60745-2-14(H22)	手持ち形電動工具－安 全性－ 第2－14部:かんなの	JIS C 9745-2-14:2009	IEC 60745-2-14(2003), Amd. No.1(2006)に

					<u>個別要求事項</u>		<u>対応</u> <u>令和6年7月31</u> <u>日まで有効</u>
J60745-2-15(H14) ～ J60884-2-5(2021)	(略)	(略)	(略)	J60745-2-15(H14) ～ J60884-2-5(2021)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60884-2-5(H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー</u> <u>第2-5部:アダプタの</u> <u>個別要求事項</u>	<u>JIS C 8282-2-5:2007</u>	<u>IEC 60884-2-5(1995)に対応</u> <u>令和6年7月31</u> <u>日まで有効</u>
J60884-2-6(H20) ～ J60974-10(2019)	(略)	(略)	(略)	J60884-2-6(H20) ～ J60974-10(2019)	(略)	(略)	(略)
<u>J60974-11(2025)</u>	<u>アーク溶接装置ー</u> <u>第1 1部:溶接棒ホルダ</u>	<u>JIS C 9300-1</u> <u>1:2023</u>	<u>IEC 60974-11(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60974-11(H28)	アーク溶接装置ー 第1 1部:溶接棒ホルダ	JIS C 9300-1 1:2015	IEC 60974-11(2010)に対応 <u>令和10年月日</u> <u>まで有効</u>	J60974-11(H28)	アーク溶接装置ー 第1 1部:溶接棒ホルダ	JIS C 9300-1 1:2015	IEC 60974-11(2010)に対応
<u>J60974-12</u>	<u>アーク溶接装置ー</u>	<u>JIS C 9300-1</u>	<u>IEC 60974-12(</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(2025)	第12部:溶接ケーブル ジョイント	2:2023	2022)に対応				
J60974-12 (H28)	アーク溶接装置－ 第12部:溶接ケーブル ジョイント	JIS C 9300-1 2:2014	IEC 60974-12(2011)に対応 令和10年月日 まで有効	J60974-12 (H28)	アーク溶接装置－ 第12部:溶接ケーブル ジョイント	JIS C 9300-1 2:2014	IEC 60974-12(2011)に対応
<u>J60974-13</u> (2025)	<u>アーク溶接装置－ 第13部:溶接クランプ</u>	<u>JIS C 9300-1</u> 3:2023	<u>IEC 60974-13(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60974-13 (H28)	アーク溶接装置－ 第13部:溶接クランプ	JIS C 9300-1 3:2014	IEC 60974-13(2011)に対応 令和10年月日 まで有効	J60974-13 (H28)	アーク溶接装置－ 第13部:溶接クランプ	JIS C 9300-1 3:2014	IEC 60974-13(2011)に対応
J60998-1 (H22) ～ J61534-1 (H22)	(略)	(略)	(略)	J60998-1 (H22) ～ J61534-1 (H22)	(略)	(略)	(略)
<u>J61558-1</u> (2025)	<u>変圧器,リアクトル,電 源装置及びこれらの組 み合わせの安全性－ 第1部:通則及び試験</u>	<u>JIS C 61558- 1:2019+追補 1(2024)</u>	<u>IEC 61558-1(2 017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61558-1(2019)</u>	<u>変圧器,リアクトル,電 源装置及びこれらの組 み合わせの安全性－ 第1部:通則及び試験</u>	<u>JIS C 61558- 1:2019</u>	<u>IEC 61558-1(2 017)に対応</u>

J61558-1 (H26)	(略)	(略)	(略)	J61558-1 (H26)	(略)	(略)	(略)
<u>J61558-2-1 (2025)</u>	<u>変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－</u> 第2-1部: 一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	<u>JIS C 61558-2-1:2024</u>	<u>IEC 61558-2-1 (2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61558-2-1 (H26)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2-1部: 一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-1:2012	IEC 61558-2-1 (2007)に対応 令和10年月日まで有効	J61558-2-1 (H26)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2-1部: 一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-1:2012	IEC 61558-2-1 (2007)に対応
<u>J61558-2-2 (2025)</u>	<u>変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－</u> 第2-2部: 制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	<u>JIS C 61558-2-2:2024</u>	<u>IEC 61558-2-2 (2022)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J61558-2-2(H26)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－2部:制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-2:2012	IEC 61558-2-2(2007)に対応 <u>令和10年月日</u> まで有効	J61558-2-2(H26)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－2部:制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-2:2012	IEC 61558-2-2(2007)に対応
J61558-2-3(H27)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-3(H27)	(略)	(略)	(略)
<u>J61558-2-4(2025)</u>	<u>変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性－</u> <u>第2－4部:一般用の絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験</u>	<u>JIS C 61558-2-4:2024</u>	<u>IEC 61558-2-4(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61558-2-4(H26)	入力電圧1100V以下の変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれに類する装置の安全性－ 第2－4部:絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-4:2012	IEC 61558-2-4(2009)に対応 <u>令和10年月日</u> まで有効	J61558-2-4(H26)	入力電圧1100V以下の変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれに類する装置の安全性－ 第2－4部:絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-4:2012	IEC 61558-2-4(2009)に対応

J61558-2-5 (H27)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-5 (H27)	(略)	(略)	(略)
<u>J61558-2-6 (2025)</u>	<u>変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性ー</u> <u>第2-6部:一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験</u>	<u>JIS C 61558-2-6:2024</u>	<u>IEC 61558-2-6 (2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61558-2-6 (H26)	入力電圧1100V以下の変圧器,リアクトル,電源装置及びこれに類する装置の安全性ー 第2-6部:安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-6:2012	IEC 61558-2-6 (2009)に対応 <u>令和10年月日まで有効</u>	J61558-2-6 (H26)	入力電圧1100V以下の変圧器,リアクトル,電源装置及びこれに類する装置の安全性ー 第2-6部:安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-6:2012	IEC 61558-2-6 (2009)に対応
J61558-2-7 (H26) ～ J61558-2-12 (H21)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-7 (H26) ～ J61558-2-12 (H21)	(略)	(略)	(略)
<u>J61558-2-</u>	<u>変圧器,リアクトル,電</u>	<u>JIS C 61558-</u>	<u>IEC 61558-2-1</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

13(2025)	源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2－13部：一般用の単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	2-13:2024	3(2022)に対応				
J61558-2-13(H26)	入力電圧1100V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性－ 第2－13部：単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-13:2012	IEC 61558-2-13(2009)に対応 <u>令和10年月日まで有効</u>	J61558-2-13(H26)	入力電圧1100V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性－ 第2－13部：単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-13:2012	IEC 61558-2-13(2009)に対応
J61558-2-14(2025)	変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2－14部：一般用の可変変圧器及び可変変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-14:2024	IEC 61558-2-14(2022)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61558-2-15(H14)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-15(H14)	(略)	(略)	(略)

J61558-2-16(2025)	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2-16部:一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-16:2024	IEC 61558-2-16(2021)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61558-2-16(H26)	入力電圧1100V以下の変圧器,リアクトル,電源装置及びこれに類する装置の安全性－ 第2-16部:スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-16:2012	IEC 61558-2-16(2009)に対応 令和10年月日まで有効	J61558-2-16(H26)	入力電圧1100V以下の変圧器,リアクトル,電源装置及びこれに類する装置の安全性－ 第2-16部:スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-16:2012	IEC 61558-2-16(2009)に対応
J61558-2-19(H21) ～ J61558-2-23(H21)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-19(H21) ～ J61558-2-23(H21)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J62133(H28)	ポータブル機器用二次電池(密閉型小型二次電池)の安全性	JIS C 8712:2015	IEC 62133(2012)に対応 令和6年7月31

							日まで有効
J62133-2(2021) ～ J62560(H30)	(略)	(略)	(略)	J62133-2(2021) ～ J62560(H30)	(略)	(略)	(略)
<u>J62619(2025)</u>	<u>産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムー</u> <u>第2部:安全性要求事項</u>	<u>JIS C 8715-2:2024</u>	<u>IEC 62619(2022)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J62619(2019)	産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムー 第2部:安全性要求事項	JIS C 8715-2:2019	IEC 62619(2017)に対応 <u>令和10年月日まで有効</u>	J62619(2019)	産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムー 第2部:安全性要求事項	JIS C 8715-2:2019	IEC 62619(2017)に対応
J62841-1(2020) ～ J8528-13(2020)	(略)	(略)	(略)	J62841-1(2020) ～ J8528-13(2020)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2～表5 (略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2～表5 (略)